資料４

# 令和５年度実施施策に関する事後評価書（案）
# (モニタリング評価対象施策)

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　④　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　２－１　オゾン層の保護・回復 | 担当部局名 | 地球環境局<br>フロン対策室 | | |
| 施策の概要 | オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。 | 政策体系上の位置付け | 2. 地球環境の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値（ODPトン） | － | － | 減少傾向を維持 | － | － | － | － | ― | － | － | － | オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。 | ○ |
| | | | | | 3,856 | 3,415 | 3,067 | ― | ― | ― | ― | | |
| 2　業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率（%） | － | － | 増加傾向を維持 | － | － | － | － | ― | － | － | － | オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。 | △ |
| | | | | | 41 | 40 | 44 | ― | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)　フロン等対策推進調査費（平成元年度） | 1,2,3 | 079 | (5)　― | ― | ― | (9)　― | ― | ― | (13)　― | ― | ― | (17)　― | ― | ― |
| (2)　― | ― | ― | (6)　― | ― | ― | (10)　― | ― | ― | (14)　― | ― | ― | (18)　― | ― | ― |
| (3)　― | ― | ― | (7)　― | ― | ― | (11)　― | ― | ― | (15)　― | ― | ― | (19)　― | ― | ― |
| (4)　― | ― | ― | (8)　― | ― | ― | (12)　― | ― | ― | (16)　― | ― | ― | (20)　― | ― | ― |

<table>
<tr><td rowspan="4">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成度合いの測定結果</td><td>（各行政機関共通区分）</td><td colspan="3">③相当程度進展あり</td></tr>
<tr><td>（判断根拠）</td><td colspan="3">〇モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。<br><br>〇オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時（平成13年度）から令和2年までに約80%以上減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。<br><br>〇平成14年より施行されたフロン回収・破壊法（現「フロン排出抑制法」）によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充塡回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充塡回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。</td></tr>
<tr><td>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="4">〇モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成することができた。また、PRTRによるオゾン層破壊物質の排出は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時（平成13年度）から令和元年までに約80%減少するなど、着実な効果を上げた。</td></tr>
<tr><td>次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】<br><br>【測定指標】</td><td colspan="3">【施策】<br>〇地球規模のオゾン層全量は1990年代後半からわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いており、オゾン層破壊物質の排出量は今後とも重要な指標である。<br>〇機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みをより強化した改正フロン排出抑制法の適切な執行及び周知の強化を引き続き行っていく必要があり、設定していた業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率（%）は今後とも重要な指標である。<br><br>【測定指標】<br>ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量に関してはモントリオール議定書及びオゾン層保護法に基づき、生産・消費が廃止されたため、測定指標としては目標達成とし、終了する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td>〇フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会（合同会議）を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。<br><br>〇有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等をとりまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br>オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらに球温暖化対策計画に基づいて対策・施策を推進し、温室効果ガスであるフロン類の排出量削減を進め、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>関係省庁と連携し、オゾン層の保護・回復のための対策や地球温暖化対策を推進することで、有害紫外線による生態系への影響軽減に起因する多種多様な生態系の回復及び気候変動の緩和が進むこととなり、関連する目標11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑤　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　２－２　地球環境保全に関する国際連携・協力 | 担当部局名 | 地球環境局<br>気候変動適応室<br>国際連携課<br>気候変動国際交渉室<br>国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 | | |
| 施策の概要 | 環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。 | 政策体系上の位置付け | 2. 地球環境の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）<br>・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年度法律第117号） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 多国間協力案件数（上段）<br>二国間協力案件数（下段） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。 | － |
| | | | | | 78<br>174 | 82<br>179 | 87<br>96 | 100<br>133 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金（平成21年度） | 1 | 029 | (5) 国際連携戦略推進費（平成23年度） | 1 | 083 | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 経済協力開発機構拠出金（平成7年度） | 1 | 080 | (6) 環境国際協力・インフラ戦略推進費（平成10年度） | 1 | 084 | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等（再掲）（平成9年度） | 1 | 081 | (7) モントリオール議定書多数国間基金拠出金（HFC分）（ODA）（令和元年度） | 1 | 085 | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) 国際連合環境計画拠出金等（平成16年度） | 1 | 082 | (8) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業（再掲）（平成18年度） | 1 | 0183 | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成度合いの測定結果</td><td>（各行政機関共通区分）</td><td>③相当程度進展あり</td></tr>
<tr><td>（判断根拠）</td><td>【多国間協力】<br>●持続可能な開発目標（SDGs）の実施<br>SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和5年度にも、対面及びオンラインのハイブリッド形式で1回開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。またこのステークホルダーミーティングと同時期に国連大学とUNDESA主催で国内外の専門家によるグループミーティングも開催し、国外内のSDGの取組についても議論を深め、一部の議論はステークホルダーズ・ミーティングでも共有を行った。<br>●G7/G20<br>G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合及びG7広島サミット、並びにG20環境・気候大臣会合（インド（チェンナイ））及びG20ニューデリーサミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書を取りまとめるため、G7議長国として議論を主導することで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。<br>●TEMM<br>2023年11月に開催された第24回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM24）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で合意された共同行動計画のレビューなどが行われた。<br>●脱炭素都市国際フォーラム<br>2023年3月に米国気候問題担当大統領特使室との共催で開催した本フォーラムでは、脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を有する都市の取組について、各都市の先進事例や国と地方の協働事例を共有するとともに、取組の一層の促進方策について議論し、国と地方の協働及び国際的な都市間連携の重要性を確認した。また、第2部は日ASEAN持続可能な都市ハイレベルセミナー（SDGsハイレベルセミナー）として開催した。<br><br>【二国間協力】<br>●アメリカ<br>2023年度は、日本の環境副大臣が、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため来日したマッケイブ米国環境保護庁副長官と会談し、環境分野における日米の連携について意見交換を行い、政策対話を継続していくことを確認した。<br>●EU<br>2023年度は、2024年２月にEU環境高級事務レベル会合を東京で開催し、引き続き生物多様性、循環型経済とプラスチック 及び汚染の重要課題について議論した。<br>●カナダ<br>2023年度は、日本の環境大臣とカナダのギルボー環境・気候変動大臣が、2023年7月にインド・チェンナイで気候・環境に関する日加環境政策対話を実施。また、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）や第６回国連環境総会（UNEA6)において、ギルボー大臣と会談し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの地球的危機を克服し、SDGsを達成するためには、複数のゴールを同時に達成するシナジーの視点が非常に重要であること等を確認した。<br>●アジア各国<br>2023年6月の「第14回日本・モンゴル環境政策対話」や2023年８月の「日ASEAN環境気候変動閣僚級対話」、2024年1月に「第８回日本・ベトナム環境政策対話」などにおいて、今後も二国間及びASEAN地域における環境協力を強化していくことに合意した。</td></tr>
<tr><td>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="2">経済協力開発機構拠出金を通じOECDとの協働により得られた知見や、国際連携戦略推進費を通じて把握した各国・国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を、多国間協力及び2国間協力の場における各種交渉に活用することにより、米、EUなどとの環境・気候の分野で連携を強化することができ、ステークホルダーズ・ミーティングの開催や、G7、G20といった多国間協議の場において持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができた。</td></tr>
<tr><td>次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】<br><br>【測定指標】</td><td>〈施策〉<br>設定していた「環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する」との目標は、環境・気候問題が世界的に重要視される昨今、当該分野で各国・各国際機関と連携強化を進め、世界の環境政策をリードすることは、今後とも重要な目標であり続ける。<br>〈測定指標〉<br>多国間協力案件数及び2国間協力案件数は各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる指標として引き続き有効</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td colspan="2">各分野における第一人者や学識経験者等が参画し、新たな取組の原動力とするためのアイディア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため，多様なステークホルダーにおける取組を共有している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">SDGs目標との関係</td><td colspan="2">【主な目標】<br><br>UNEPは、環境分野を対象とする国連の専門機関の一つで、SDGsの目標6、8、12、14、15、17にわたる25のSDG指標の管理者であり、SDGsの6、8、12、14、15、17が主な目標である。このUNEPとの協力により主に目標6、14、15の達成への貢献が期待できる。<br>出典：https://www.unep.org/unep-and-sdgs<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>上述の目標の他に、国連の多岐に渡る横断的な環境に関するプログラムを実施しているUNEPへの拠出により、SDGsの多くのゴールと協調性をもって貢献できる。当該組織の活動は多くの国々における環境政策ならびにSDGsの推進に貢献している。UNEPによるSDGsの活動と貢献が我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策ならびにSDGs関連政策としてインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行うことを目的とする。<br>なお、我が国はUNEPの最高意思決定機関である第6回国連環境総会（UNEA6）においてシナジーの推進に関する決議の採択を主導した。本決議により、SDGsのゴール間のシナジーの促進が期待される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑥　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　２－３　地球環境保全に関する調査研究 | 担当部局名 | 地球環境局<br>気候変動科学・適応室<br>気候変動観測研究戦略室 | | |
| 施策の概要 | 国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。 | 政策体系上の位置付け | 2. 地球環境の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>・気候変動適応法（平成30年法律第50号）<br>・革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）<br>・宇宙基本計画（令和5年6月13日閣議決定）<br>・宇宙基本計画工程表（令和5年12月22日宇宙開発戦略本部決定）<br>・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定） | | | | |

| | 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）で4点以上を獲得した課題数（4点以上の課題数／全評価対象課題数）の過去5年間の平均 | － | － | 75%以上 | － | 60% | 60% | 60% | 75% | － | － | － | 地球環境保全試験研究費は、研究開発成果の「社会的・経済的・行政的価値」、「科学的・技術的価値」等の必要性・有効性・効率性に関する指標を用い、事業終了後に「事後評価」を外部評価委員会により実施している。指標と目標の設定については、優れた研究であったと説明できる4点以上の研究開発課題が全体の75%(R5年度より見直し)を占めることが概ね国民理解を得られるラインと考えられ、また単年度ごとの評価では課題数が少なく適切な評価ができないため、過去5年間の平均とする。 | ○ |
| | | | | | | 64% | 67% | 100% | 90% | － | － | － | | |

| | 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標）<br>施策の進捗状況（実績）<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用 | － | － | － | － | 成果の施策への活用 | 成果の施策への活用 | 成果の施策への活用 | 成果の施策への活用 | － | － | － | 地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。 | ○ |
| | | | | | | 各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用 | 各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用 | 各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用 | 各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 地球環境戦略研究機関拠出金（平成10年度） | 2 | 086 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金（平成16年度） | 2 | 087 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 地球環境保全試験研究費（平成13年度） | 1,2 | 088 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) GOSATシリーズによる地球環境観測事業（平成18年度） | 2 | 184 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） |
| | | ②目標達成 |
| | | （判断根拠） |
| | | ○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）において、4点以上を獲得した研究開発課題数（4点以上の課題数/全評価対象課題数）の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和元年度～令和5年度の平均は90%で目標は達成された。<br>○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定や「気候変動影響評価」の検討、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | － |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>－<br>【測定指標】 |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ○地球環境保全試験研究費については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。<br>○IGES（（公財）地球環境戦略研究機関）の運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。<br>○APN（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク）の公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。<br>○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチームでの議論をGOSAT/GOSAT-2の運用に反映させている。<br>○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費により、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測・監視を主導的かつ着実に実施することにより、気候変動とその影響の予測・評価による行政課題の解決等に資する科学的知見を集積した。当該取り組みにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>○パリ協定に基づく、より正確かつ透明性ある温室効果ガス排出量報告に向け、途上国におけるGOSATシリーズを利用した協力関係構築を進めている。当該取組によって、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献した。<br>○GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費による、海洋、陸域等に関する継続的な観測研究により、気候変動問題だけでなく、観測対象(海洋、陸域)の科学的知見の蓄積にも寄与するという観点で、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | － | |

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑦　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　3－1　大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。） | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課環境汚染対策室<br>モビリティ環境対策課 | | |
| 施策の概要 | 固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定） | | | | |

| | 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | — | —. | 100 | — | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 集計中 | － | － | － | | |
| 2 | 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | — | — | 100 | — | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 集計中 | － | － | － | | |
| 3 | 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | — | — | 100 | — | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 | ○ |
| | | | | | | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 集計中 | － | － | － | | |
| 4 | 我が国の降水中pHの加重平均値（pH） | — | — | 5.6 | — | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | | 4.96 | 5.04 | 5.07 | 集計中 | － | － | － | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 5 | アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合（解体等工事に係るもの） | — | — | 100 | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本／L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本／Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | | | 97.8 | 91.9 | 96.4 | 93.3 | — | — | — | |
| | 6 | 解体等工事に係る事前調査結果の報告件数 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。 | _ |
| | | | | | | | — | — | 618246 | 集計中 | — | — | — | |
| | 7 | 環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数 | — | — | 2 | — | - | - | - | 2 | 2 | 2 | 2 | 有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。 | △ |
| | | | | | | | 2 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | |

| | 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 8 我が国における水銀大気排出量（t） | 前年度に比べて排出量を削減する | - | 前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。 | △ |
| | 9 国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有 | — | - | 全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。 | ○ |
| | 10 放射性物質に係る環境汚染の防止 | — | - | 我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等に資するものとして、諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新情報等の把握を行うため、測定指標として選定した。また、当該検討結果に基づき、必要に応じた放射性物質に係る環境汚染の防止を図ることを目標とした。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 大気汚染防止推進費 | 1,4,7,9 | 0110 | (5) 微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費（平成20年度） | 1 | 0105 | (9) EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費（令和2年度） | - | 0107 | (13) — | — | — | (17) — | — | — |
| (2) 有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替） | 1,7 | 0092 | (6) 大気環境監視システム整備経費（昭和47年度） | 1 | - | (10) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-9、関連R5-10】 | 1 | 0112 | (14) — | — | — | (18) — | — | — |
| (3) 石綿飛散防止総合対策費（平成23年度組替） | 5,6 | 0093 | (7) 大気環境に関する国際協力推進費 | 9 | 0111 | (11) 水銀大気排出対策推進事業費（平成27年度） | 8 | 096 | (15) — | — | — | (19) — | — | — |
| (4) 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度） | 1 | 0094 | (8) モビリティ大気汚染対策推進費（昭和38年度） | 1,2,3 | 0111 | (12) 放射能調査研究費（昭和32年度） | 10 | - | (16) — | — | — | (20) — | — | — |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質（PM2.5）については令和4年度も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できたと考えられる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。<br>○自動車NOx・PM法対策地域内の令和4年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。<br>○我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。<br>○建築物解体現場等38地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。<br>○全国の継続測定160地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度地域の光化学オキシダントは緩やかな改善傾向又は横ばいとなっているものの、光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い水準で推移しているため、引き続き「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、対策を推進する必要がある。<br>○PM2.5の環境基準達成率については、令和3～4年度同様に、今後も高い環境基準達成率の維持を目指す。<br>○これまで酸性雨の状況及び影響の把握をしてきたが、降水中pHの改善が緩やかであるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価し、越境大気汚染対策として総合的に再構築する必要がある。<br>○アスベスト大気濃度調査については、一般大気環境の石綿濃度が目標値（10本/L未満）を超えた地点はなかった。令和3年4月より順次施行されている改正大気汚染防止法を踏まえて、解体等工事に係る事前調査結果の報告を徹底し、アスベストの大気への飛散をより一層防止する必要がある。<br>○水銀は指針値が設定された平成15年度より指針値を常に全ての測定地点で達成しているが、水銀大気排出インベントリーの2021年度の推計値が前年度に比べ増加したため、引き続き水銀の大気排出量削減に取り組む必要がある。<br>○現在、優先取組物質の環境目標値の設定または再評価については、知見の収集や、収集した知見に基づく環境目標値の検討を行っておりところであり、適切な環境目標値が設定できるように引き続き取組を進める必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ○光化学オキシダントについては、令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、効果的な取組の検討等を進めていく。<br>○光化学オキシダント以外の大気汚染物質（水銀含む）については、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制と、環境濃度の監視の継続により、高い環境基準達成率を維持するとともに、大気環境のさらなる改善を目指す。<br>○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後検討を行っていく。<br>○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、令和4年度結果が取りまとまり次第設定に向けて検討を進め、アスベストの大気への飛散をより一層防止する。<br>○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について、大気環境中濃度や排出実態、疫学調査等の知見の収集・把握を通じて、早急に環境目標値の設定に向けた検討を進める必要があるため、新たに目標を定めることとした。 |
| | | 【測定指標】 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ○国内の光化学オキシダント対策について、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において審議を受け、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定した。策定したプランに基づき設置した、「光化学オキシダント健康影響評価検討会」と「光化学オキシダント植物影響評価検」の2つの検討会において、人健康影響と植物影響について検討が行われ、人健康影響については令和6年3月、植物影響については令和6年4月にとりまとめの議論が行われた。<br>○国内の水銀対策については、令和6年3月の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において審議を受け、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次報告書）（案）」を取りまとめた。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通し、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。<br>また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○各年度　大気汚染状況報告書（環境省）<br>○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省　平成14年3月策定・31年3月改訂）<br>○アスベスト大気濃度調査結果について（環境省　報道発表添付資料） | | |

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［％］

ア．二酸化いおう(SO2)　エ．二酸化窒素(NO2)　キ．トリクロロエチレン　コ．微小粒子状物質(PM2.5)

イ．一酸化炭素(CO)　オ．光化学オキシダント(Ox)　ク．テトラクロロエチレン

ウ．浮遊粒子状物質(SPM)　カ．ベンゼン　ケ．ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［％］

ア．二酸化窒素($NO_2$)　ウ．光化学オキシダント　オ．一酸化炭素(CO)

イ．浮遊粒子状物質(SPM)　エ．二酸化いおう(SO2)　カ．微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率［％］

ア．二酸化窒素(NO2)　イ．浮遊粒子状物質(SPM)

| 年度 | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 目標年 | 目標値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ア | 99.6 | 99.9 | 100 | 99.8 | 99.9 | 99.8 | 99.7 | 99.8 | 99.5 | － | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | ウ | 99.7 | 99.6 | 100 | 99.8 | 99.8 | 100 | 99.9 | 100 | 100 | － | 100 |
| | エ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | オ | 0 | 0 | 0.1 | 0 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | － | 100 |
| | カ | 100 | 100 | 99.8 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | キ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | ク | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | ケ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | コ | 37.8 | 74.5 | 88.7 | 89.9 | 93.5 | 98.7 | 98.3 | 100 | 99.9 | － | 100 |
| ② | ア | 99.5 | 99.8 | 99.7 | 99.7 | 99.7 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | イ | 100 | 99.7 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | ウ | 3.6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － | 100 |
| | エ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | オ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | カ | 25.8 | 58.4 | 88.3 | 86.2 | 93.1 | 98.3 | 98.3 | 100 | 100 | － | 100 |
| ③ | ア | 99.1 | 99.5 | 99.5 | 99.5 | 99.5 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |
| | イ | 100 | 99.5 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | 100 |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑧　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－２　大気生活環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室<br>モビリティ環境対策課 | | |
| 施策の概要 | 騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 年度ごとの目標値 | | | | | | | | |
| | | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| 1　騒音に係る環境基準達成状況（%） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 89.5 | 89.6 | 90.6 | ― | ― | ― | ― | | |
| 2　騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）（%） | ― | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 94.4 | 94.6 | 94.9 | ― | ― | ― | ― | | |
| 3　航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%） | ― | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 89.3 | 87.9 | 88.3 | ― | ― | ― | ― | | |
| 4　新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%） | ― | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | × |
| | | | | | 60.8 | 55.5 | 55.6 | ― | ― | ― | ― | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 振動に係る全国の苦情件数（件） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | － |
| | | | | | | 4,061 | 4,207 | 4,449 | ― | ― | ― | ― | | |
| 6 | 悪臭に係る全国の苦情件数（件） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | － |
| | | | | | | 15,438 | 12,950 | 12,435 | ― | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費（昭和63年度） | 1,5,6 | 0097 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) モビリティ騒音・振動対策推進費（平成12年度） | 2,3,4 | 0114 | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |
| (3) ― | ― | ― | (7) ― | ― | ― | (11) ― | ― | ― | (15) ― | ― | ― | (19) ― | ― | ― |
| (4) ― | ― | ― | (8) ― | ― | ― | (12) ― | ― | ― | (16) ― | ― | ― | (20) ― | ― | ― |

| | | |
|---|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ④進展が大きくない |
| | （判断根拠） | ○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和4年度の環境基準の達成状況は90.6%となっている。<br>○自動車騒音について、令和4年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は94.9%となっている。<br>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和4年度の環境基準の達成状況は88.3%となっている。<br>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあったが、令和4年度の環境基準の達成状況は55.6%となっている。<br>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。その後、令和4年度は前年より増加した。<br>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | 〇騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、約90%で横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取組が必要である。<br>〇自動車騒音について、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は94.9%であり、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。<br>〇航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は民間空港で88.5%、自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）で88.2%であった。全体では88.3%であり、近年、緩やかに改善している。運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。<br>〇新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は55.6%である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。<br>〇振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。令和4年度は前年より増加しており、引き続き苦情件数の減少に向けた取組が必要である。 | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 | 〇工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策については、最新の知見の収集・分析等を行い、騒音・振動の評価方法等についての検討を行う。<br>　また、従来の規制的手法による対策に加え、最新の技術動向等を踏まえ、情報的手法及び自主的取組手法を活用した発生源側の取組を促進する。<br>〇自動車、新幹線鉄道、航空機等の騒音・振動対策については、自動車の電動化に伴うタイヤ騒音増加への影響等を含む国内の自動車の走行実態や国際基準への調和等を考慮した自動車単体騒音に係る許容限度（自動車単体騒音規制）の見直しについて検討を進める。また、車両の低騒音化、道路構造対策、交通流対策等の対策や、住宅の防音工事等のばく露側対策に加え、状況把握や測定の精度向上、測定結果の情報提供等により、騒音・振動問題の未然防止を図る。<br>〇悪臭対策について、知見の収集を行い、技術動向等を踏まえた測定方法の見直しを検討するとともに、地方公共団体等への技術的支援及び普及啓発を進める。 | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | 〇「我が国の環境騒音に係るあり方に関する検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音の測定・評価及び対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものである。騒音環境基準を高い達成率を維持しつつ更なる達成率の向上に努め、また、環境基準を設定してない振動・悪臭については苦情件数を把握し、更なる苦情件数の減少に努めた。当該取組を通じて目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>「騒音規制法」等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル周知による各地方公共団体の取組推進等、都市部の環境上の悪影響を軽減する取組を通じて目標11番「住み続けられるまちづくりを」 の達成に貢献できた。<br>また、風力発電施設や、省エネ型温水器等から発生する騒音に関して情報収集することは、これらの普及の一助及び騒音抑制のための技術開発につながるため、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 | |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | 〇各年度　騒音規制法施行状況調査（環境省）<br>〇各年度　振動規制法施行状況調査（環境省）<br>〇各年度　悪臭防止法施行状況調査（環境省）<br>〇各年度　自動車交通騒音実態調査報告（環境省） | | | |

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑨　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－３　水環境の保全（海洋環境の保全を含む。） | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室<br>海洋環境課<br>海洋プラスチック汚染対策室<br>海域環境管理室 | | |
| 施策の概要 | 水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）<br>瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月25日閣議決定）<br>海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針（令和元年5月31日閣議決定）<br>第4期海洋基本計画（令和5年4月28日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 99.1 | 99.1 | 99.1 | － | － | － | － | | |
| 2 | 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（河川） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 93.5 | 93.1 | 92.4 | － | － | － | － | | |
| 2 | 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（湖沼） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 49.7 | 53.6 | 50.3 | － | － | － | － | | |
| 2 | 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（海域） | － | － | 100 | － | － | － | － | － | － | － | － | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 80.7 | 78.6 | 79.8 | － | － | － | － | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）【全体】 | ― | ― | 100 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 88.8 | 88.3 | 87.8 | ― | ― | ― | ― | | |
| 3 | 地下水における水質環境基準の達成率（%） | ― | ― | 100 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 94.1 | 94.9 | 94.7 | ― | ― | ― | ― | | |
| 4 | 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%） | ― | ― | 100 | ― | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | | |
| 5 | 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合（%） | ― | ― | 100 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したもの。 | △ |
| | | | | | | 92.9 | 90.3 | 80 | ― | ― | ― | ― | | |

| | 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万ﾄﾝ） | 0 | ― | 赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。 | ○ |
| 7 | アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進 | ― | ― | 水循環基本計画（令和2年6月閣議決定）等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。 | ○ |
| 8 | 水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数 | ― | ― | 放射性物質の常時監視に関する検討会報告書（平成25年12月）において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。 | ○ |
| 9 | 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）に関する調査・研究結果の把握・共有 | ― | ― | 海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|
| (1) 水質汚濁防止推進費（平成22年度） | 1,2,8 | 0115 |
| (2) 閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（昭和53年度） | 2,4 | 0114 |
| (3) 有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む）（平成19年度） | 4 | 0097 |
| (4) 豊かさを実感できる海の再生事業（平成22年度） | 4 | 0098 |
| (5) 地下水・地盤環境対策費（平成19年度） | 3,5 | 0101 |
| (6) 水環境に関する国際協力推進費（平成22年度組替） | 7 | 0117 |
| (7) 海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（昭和61年度） | 6 | 0118 |
| (8) ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業（平成19年度） | 6 | 0102 |
| (9) 海洋プラスチックごみ総合対策費（平成19年度） | 9 | 0119 |
| (10) 良好な水循環・水環境創出活動推進事業（令和5年度） | 1,2 | 0108 |
| (11) 琵琶湖保全再生等推進費（平成29年度） | 2 | 0102 |
| (12) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-10】 | 1 | 0112 |
| (13) 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度） | 1 | 004790 |
| (14) ― | ― | ― |
| (15) ― | ― | ― |
| (16) ― | ― | ― |
| (17) ― | ― | ― |
| (18) ― | ― | ― |
| (19) ― | ― | ― |
| (20) ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率（令和４年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。<br>○生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率（令和４年度）は、河川92.4%、湖沼50.3%、海域79.8%、全体87.8%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。<br>○地下水の環境基準達成率(令和4年度)は94.7%と概ね目標値に近い。<br>○閉鎖性海域における窒素及びりんの環境基準達成率（令和４年度）は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海（大阪湾を除く）96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度（東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海（大阪湾を除く）98%）と比べて着実に改善してきている。<br>○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和４年度は80.0%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。<br>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成29年度以降はゼロを達成している。<br>○全国39都道府県において実態調査を行うとともに、海ごみ補助金により54,264tを回収している。（令和４年度実績、令和５年度集計） |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ○公共用水域における水質環境基準のうち湖沼・海域は滞留時間が長く汚濁負荷がたまりやすいことから河川よりも達成率が低いため、目標達成に向けた更なる取組が必要である。<br>○閉鎖性海域は汚濁物質が滞留しやすく、汚濁物質の総量削減制度により水質改善を図ってきているが、水質環境基準の達成率は、未だ一部の地域で低いため、目標達成に向けて引き続き同制度を適切に運用していくことが必要である。<br>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量へ有効かつ効率的に寄与している。 | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 | ○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）<br>○測定指標3. 地下水質における水質環境基準の達成率（%）<br>○測定指標4. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%）<br>・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。<br>・底層溶存酸素量（平成28年３月　水質環境基準に追加）について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。<br>・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。<br>・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。<br>○測定指標5. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合（%）<br>○測定指標6. 引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進を進める。<br>○測定指標9. 海洋ごみ対策全体の検討に資するため、引き続き、プラスチックを含む海洋ごみに関する科学的知見の集積・共有、対策検討での活用を進めることで、国内外を問わずより効果的な対策検討や研究の促進等を図る。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について」審議され、令和4年10月に答申がなされた。<br>○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>・プラスチック・スマートでは、令和4年度末までに3100件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を7自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第2版として15例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替）等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○公共用水域水質測定結果（環境省）<br>○地下水質測定結果（環境省）<br>○全国の地盤沈下地域の概況（環境省） | | |

4　閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（ＣＯＤ、全窒素、全りん）

別紙

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 基準年度 | | 目標年度 | ２９年度 | ３０年度 | Ｒ元年度 | Ｒ２年度 | Ｒ３年度 | Ｒ４年度 | Ｒ５年度 |
| 瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 74.3<br>96.5 | 72.3<br>96.5 | 77.0<br>96.5 | 77.0<br>91.4 | 69.6<br>93.0 | 75.7<br>96.5 | |
| 大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | |
| 東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 63.2<br>66.7 | 63.2<br>100 | 68.4<br>100 | 63.2<br>100 | 68.4<br>100 | 68.4<br>100 | |
| 伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 43.8<br>85.7 | 50.0<br>85.7 | 62.5<br>85.7 | 62.5<br>85.7 | 56.3<br>71.4 | 50.0<br>85.7 | |
| 赤潮の発生件数[件]<br>（瀬戸内海/有明海/八代海） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 71/38/13 | 82/33/13 | 58/32/10 | 83/41/15 | 70/44/16 | 59/45/17 | |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑩　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－４　土壌環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室 | | |
| 施策の概要 | ○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。<br>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。<br>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理等<br>第4部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策　第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率（%）（成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数） | － | － | 100 | － | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 86.5 | 96.4 | 96.3 | － | － | － | － | | |
| 2　ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率（%） | － | － | 100 | － | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。 | ○ |
| | | | | | 100 | 100 | 100 | 100 | － | － | － | | |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標）<br>施策の進捗状況（実績）<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3　土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数 | － | － | － | － | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | － | － | 環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。 | ○ |
| | | | | | 3 | 3 | 3 | 2 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 土壌汚染対策費（平成28年度） | 1,2 | 103 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5⑧、関連R5⑨】 | 1 | 110 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度） | 3 | 004790 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は96.3%(令和4年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。<br>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。<br>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下「ダイオキシン類対策地域」という。）として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。<br>○土壌汚染対策法においては、改正法施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、今後、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 | 2017年5月に成立し、施行後5年を経過した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）の施行状況を点検し、必要に応じて新たな措置を検討する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ○土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項（調査方法や基準見直し）について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論がなされ、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。<br>当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項（調査方法や基準見直し）について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論を行い、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○各年度　土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果（環境省）<br>○各年度　土壌汚染調査・対策手法検討調査業務（環境省）<br>○各年度　ダイオキシン類対策特別措置法施行状況（環境省） | | |

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑪　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－５　ダイオキシン類・農薬対策 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境汚染対策室<br>農薬環境管理室 | | |
| 施策の概要 | ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を設定する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。<br>新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年） | － | － | 176 | ― | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。<br>（※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年））<br>97　96　102　―　―　―　― | ○ |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標）<br>施策の進捗状況（実績）<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2　水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計） | ― | ― | 608 | R5年度 | 594 | 597 | 601 | 608 | ― | ― | ― | 農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。<br>587　593　598　605　―　―　― | △ |

| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|
| 3　ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%） | 100% | － | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) ダイオキシン類総合対策費（平成12年度） | 1,3 | 0106 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 農薬環境影響評価対策費（平成17年度）【関連R5-40】 | 2 | 118 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）<br>③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠）<br>○令和4年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されている。また、令和4年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。<br>○農薬に係る水域基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ○ダイオキシン類の総排出量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。<br>○ダイオキシン類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。<br>○水域の生活環境動植物に対するリスク低減に向けた農薬対策については、新たに農薬登録基準の設定依頼がなされた農薬を随時目標数に加えてきたこと等から水域基準の設定が目標数にわずかに至っていないものの、着実に進捗してきた。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】<br>【施策】<br>○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。<br>○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。 |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会等を開催し、審議を行った（令和5年度）。 | SDGs目標との関係<br>【主な目標】<br>ダイオキシン類の削減を図ることで、健康リスクを低減し、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。<br>農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬使用に起因する公共用水域の汚染防止を図ることを通じて、目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>ダイオキシン類の削減を図ることで、環境に与える影響を低減し、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減を通じて、目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○各年度　ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）<br>○各年度　ダイオキシン類に係る環境調査結果 | |

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑫　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　３－６　東日本大震災への対応（環境モニタリング調査） | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>海洋環境課 | | |
| 施策の概要 | 被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>○総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2024年3月改定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 3145 回 | － | 3145 | 3145 | 3145 | 3145 | — | — | — | 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | ○ |
| | | | | | 2299 | 3145 | 3144 | 3144 | — | — | — | | |
| 2 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 369回 | － | 369 | 369 | 369 | 369 | — | — | — | 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | ○ |
| | | | | | 369 | 369 | 369 | 363 | — | — | — | | |
| 3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 144回 | － | 144 | 144 | 144 | 144 | — | — | — | 被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | ○ |
| | | | | | 144 | 144 | 144 | 144 | — | — | — | | |
| 4 ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数（回） | － | － | 492回 | － | — | — | 302 | 492 | — | — | — | 国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | ○ |
| | | | | | — | — | 302 | 492 | — | — | — | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 公共用水域放射性物質モニタリング調査（平成23年度） | 1 | 0127 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 地下水放射性物質モニタリング調査（平成23年度） | 2 | 0127 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査（平成23年度） | 3 | 0127 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査 | 4 | 0127 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）<br>②目標達成 |
| | | （判断根拠）<br>天候等免れない理由による欠測を除き、概ね目標通りの調査を実施できた。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | 各モニタリング事業により環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積し発信することで、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に有効に寄与している。<br>天候等による欠測についてはやむを得ないものであるが、できる限り減らすよう引き続き努める。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>〇次期の施策の達成すべき目標について<br>引き続き、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資することを目的として、公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングの目標回数を達成し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積する。<br>【測定指標】<br>〇指標の目標の妥当性について<br>引き続き、社会的状況や過年度の調査実施状況等を踏まえて適切な目標回数を設定し、100%達成することを目標とする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 〇水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会等において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。<br>〇ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議等において、モニタリング計画・情報発信等について助言を頂いた。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る海域のモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る放射性物質の海域環境モニタリング等を実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る公共用水域、地下水における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 〇福島県及び周辺都県の公共用水域における放射性物質モニタリング結果（環境省HP）<br>〇地下水質のモニタリング調査における放射性物質の測定結果（環境省HP）<br>〇被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について（環境省HP）<br>〇ALPS処理水海域モニタリング測定結果（環境省HP） | | |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　⑳　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　５－１　基盤的施策の実施・国際的取組 | 担当部局名 | 自然環境局<br>自然環境計画課<br>生物多様性センター | | |
| 施策の概要 | 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）<br>生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 | 90% | R4年度 | 90% | R12年度 | － | － | － | － | － | － | － | 生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 を90%にすることを目標と設定しているため。<br>※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。 | ― |
| | | | | | | － | － | 90% | 88% | ― | ― | ― | | |
| 2 | 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数] | 国土の35% | H18年度 | 100% | R5年度 | 91% | 95% | 99% | 100% | ― | ― | ― | 生物多様性国家戦略2012－2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万の植生図については、国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めると記されており、再生可能エネルギーポテンシャル把握等の基礎データとして早期の整備が求められているなど、令和5年度までに全国での整備が完了するよう進める必要があるため。 | ○ |
| | | | | | | 94% | 95% | 99% | 100% | ― | ― | ― | | |
| 3 | 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合 | 10% | R4年度 | 30% | R12年度 | － | － | － | － | － | － | － | 生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。 | × |
| | | | | | | 7% | 9% | 10% | 10% | ― | ― | ― | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 生物多様性保全に係る国際的取組の状況 | 生物多様性保全のための国際的な取組の推進 | － | 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES)の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から、生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。 | ― |
| 5 | 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施 | 定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善 | － | 生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、世界全体で用いることとしている「ヘッドライン指標」等の指標が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があるため。 | ― |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 生物多様性保全等のための基盤的事業費 | 1,3,4,5 | 142 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費（昭和48年度） | 2,4 | 143 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費（平成19年度） | 4,5 | 144 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) 国際分担金等経費（昭和54年度）（関連：28-㉒、28-㉓） | 4 | 145 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | （判断根拠） | ＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞<br>・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を2021年1月に公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、令和4年12月には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。<br>・上記を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。今後は同戦略に基づき取組を進めていくこととしている。<br>・同戦略の効果的な点検・評価ならびに国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を開始した。<br><br>・植生図の整備図面数は、令和5年度末時点で、国土の100%の整備が完了した。なお、平成30年度から「（環境省30-①）環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。<br><br>＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞<br>・内閣府世論調査によれば、平成26年度における「生物多様性」の言葉の認知度は46%であったが、令和4年度には73%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は84%まで高まり、また90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。<br>・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(事務局：環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。<br>・企業の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン（第三版）」を改訂・公表し、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）をはじめとする国際イニシアティブの最新動向を整理し発信。<br>また、情報開示に活用可能なツールの実践等を通し、企業の情報開示の支援・促進を目的とした「ツール触ってみようの会」を実施した（TNFDフォーラム（ステークホルダー組織）への参加団体数は100団体（令和4年度末）から200団体超（令和5年度末）まで増加）。<br>・環境省で設置したネイチャーポジティブ経済研究会において、ネイチャーポジティブ経済への移行による国内の影響を評価、議論し、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した。<br><br>＜国際的枠組への参加等＞<br>以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。<br>・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第10回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。<br>・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた科学技術補助機関会合（SBSTTA）等に参加するとともに、当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。<br>・国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築した結果、R6年3月現在、IPSIへの参加団体数が77ヶ国・地域の314団体に増加した。 |

<table>
<tr><td rowspan="3">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="3">＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞<br>・生物多様性国家戦略2012-2020についての総合的な点検結果や昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。<br>・一方で、生物多様性国家戦略2023-2030において今後取り組むべき新たな国別目標が成立したため、引き続き定期的な点検・評価を行い進捗状況を把握する必要がある。また、生物多様性地域戦略については、小規模自治体においてはまだ策定が進んでおらず、生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた地域戦略の改定も推進する必要があることから、引き続き専門家派遣等の支援を行っていく必要がある。<br><br>＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞<br>・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、目標値には未達であるため、様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。<br>・ネイチャーポジティブ経済移行戦略（令和6年3月策定）及び生物多様性民間参画ガイドライン（令和5年4月第3版発行）に基づき、関係省庁間での緊密な連携の下、施策を強力に推進し、ネイチャーポジティブ経済への移行を着実に進める必要がある。<br><br>＜国際的枠組への参加等＞<br>・生物多様性条約関連会合において、その進捗を測る指標の議論において、日本が重視している、30by30等の測定方法が明確化されるなど施策の方向性は妥当である。<br>・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。<br>・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。<br>・引き続き国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築していく必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">次期目標等への<br>反映の方向性</td><td>【施策】</td><td>【施策】<br>＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞<br>・昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。<br>・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、特に地域における生物多様性地域戦略の策定支援の継続や自然を活用した活用策（NbS）の地域実装等にかかる情報収集や施策の推進を実施する必要がある。<br><br>＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞<br>・2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。<br><br>＜国際的枠組への参加等＞<br>・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。<br>・2022年12月に採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。<br>・IPBES作業計画2019-2030の成果物（成果文書）が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。<br>・国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築する。</td></tr>
<tr><td>【測定指標】</td><td>【測定指標】<br>＜生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合＞<br>「生物多様性国家戦略2023-2030行動計画」において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としているため、測定指標も現状のものから変更しない。引き続き、現状の高い割合（90%）の維持に努める。<br><br>＜全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]（%）＞<br>生物多様性保全のための政策の策定に必要な基盤情報である縮尺1/2.5万の植生図の整備がR5年度に完了し、R7年度から5年間で、速報性を重視した衛星植生図の整備を進める計画であり、その整備割合を新たな測定指標とすることが妥当であると考えられる。<br><br>＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞<br>生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根ざした様々な取組・努力に支えられていることから、自治体の主体的な取組状況を測る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向け、引き続き技術的な支援を行う。<br><br>＜生物多様性保全に係る国際的取組の状況＞<br>「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献度を総合的に評価することが望ましい。<br><br>＜生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化＞<br>「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」に変更する。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があり、達成すべき目標を踏まえたより適切な指標設定と考えられるため。<br><br>＜生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合＞<br>生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」を指標とし、2030年度までに60%にすることを目標として設定しているため、新たに指標として追加する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td>・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。<br>・生物多様性地域戦略の技術的な支援を行うにあたり、有識者の知見を活用した助言を行った。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br>・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を開始した。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策（NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">,</td></tr>
</table>

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉑　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　５－２　自然環境の保全・再生 | 担当部局名 | 自然環境局<br>自然環境計画課<br>国立公園課 | | |
| 施策の概要 | 原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。<br>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。<br>・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。<br>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。<br>・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 自然再生協議会の数 | 26 | R2年度 | 30 | R7年度 | － | － | － | － | － | 30 | － | 生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。 | △ |
| | | | | | 26 | 27 | 27 | 27 | － | － | － | | |
| 2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率 | － | － | 100% | 毎年度 | 7地区<br>100% | 6地区<br>100% | 11地区<br>100% | 10地区<br>100% | － | － | － | 国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。 | ○ |
| | | | | | 5地区<br>（71%） | 6地区<br>（100%） | 11地区<br>（100%） | 10地区<br>100% | － | － | － | | |
| 3 自然再生事業実施計画の策定数 | 48 | R2年度 | 54 | R7年度 | － | － | － | － | － | 54 | － | 生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。 | ○ |
| | | | | | 48 | 49 | 50 | 54 | － | － | － | | |

| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|
| 4 生物多様性の保全に係る各種取組の状況 | 生物多様性の保全のための必要な取組の推進 | － | 里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。 | － |
| 5 保護区の管理状況 | 保護区の適切な保護・管理 | － | 原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。 | － |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国立公園等管理等事業費（令和5年度） | 2,5 | 146 | (5) OECMを活用した健全な生態系回復及び連結促進事業（令和5年度） | 1, 3, 4 | 150 | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 自然環境保全地域等保全対策事業（平成22年度） | 5 | 147 | (6) 放射線による自然生態系への影響調査費（平成28年度） | 4 | 151 | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 世界遺産等保全対策費（平成4年度） | 5 | 148 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) サンゴ礁生態系保全対策推進費（平成30年度） | 4,5 | 149 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | （判断根拠） | ＜里地里山＞<br>・令和3年度からの新規事業として生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）を開始し、里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に資する13地域の取組支援を通じて、地域における人々の暮らしや働き方の変化を踏まえた新たな観点での保全を図った。<br><br>＜世界自然遺産＞<br>・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。<br>・令和3年7月に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、登録の際、世界遺産委員会から観光管理の徹底を要請されており、国際自然保護連合（IUCN）による要請事項のうち、特に、観光管理の仕組みの構築に関して観光管理施設等の設置やモニタリング体制の構築、観光管理計画の実施について、引き続き対応が求められている。このため、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整えるべく世界遺産センターの整備等を進めており、令和4年7月に奄美大島に奄美大島世界遺産センターを設置・開所した。令和5年度は徳之島世界遺産センターの設置に向けた工事等の作業を進めた。<br><br>＜自然再生＞<br>・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、新たに実施計画は4件策定された。令和5年度末現在、全国で自然再生協議会が計27箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が54件策定されている。<br><br>＜地域支援＞<br>・令和5年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は16団体、地域連携保全活動支援センターを設置した地域は22地域。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等については、令和5年度は44件に対し経費の一部を交付し、希少種保全等の保全活動等の展開に繋がった（里山未来拠点形成支援事業を除く）。<br><br>＜国立・国定公園等＞<br>・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和5年度については、10地区の見直しを計画し、改正自然公園法に基づいた国立公園の自然体験活動計画の追加を含む10地区の見直し等を行い、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、適切な保護管理を行うための国立・国定公園の区域及び公園計画の見直しを着実に実施した。<br>・自然環境保全法に基づき指定した、小笠原方面の沖合海底自然環境保全地域（4地域、計22.7万km2）の一部について、科学的・実効的な管理を行うことを目的とした自然環境調査を行い、科学的な知見の蓄積を進めた。 |

<table>
<tr><td rowspan="4">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="3">＜里地里山＞<br>各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援しており、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理をするという目標から妥当なものと考えている。一方で、生物多様性増進活動促進法の成立など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。<br><br>＜世界自然遺産＞<br>知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められ、目標設定に対して施策の方向性は妥当であった。令和3年7月に新規登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、登録時に受けた勧告に対し、令和4年12月に保全状況報告を提出し、適切に対応した。引き続き、世界遺産地域管理計画に基づき、世界遺産地域の科学委員会及び地域連絡会議を継続的に運営するとともに、長期的なモニタリング調査等を実施し、地域関係者と合意形成を図りながら最新の科学的知見に基づく順応的保全管理に努め、世界自然遺産の顕著な普遍的価値を維持する。また、IUCNから指摘されている保全管理の推進や普及啓発等を担う施設の整備を行うほか、老朽化した施設の更新、役目を終えた施設の撤去等を実施し、自然遺産の適正な管理に努める。<br><br>＜自然再生＞<br>新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数及び自然再生事業実施計画数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。<br><br>＜地域支援＞<br>生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援実績は着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、生物多様性増進活動促進法の成立など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。<br><br>＜国立・国定公園等＞<br>・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。<br>・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的な調査を実施する必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">次期目標等への<br>反映の方向性</td><td>【施策】</td><td>【施策】<br>＜里地里山＞<br>里地里山などの生態系について地域の特性に応じた保全、維持管理の取組を進める目標は、今後も取り組む意義があるものであり、各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援を進めるとともに、自然共生サイト認定に繋がるように進める。<br><br>＜世界自然遺産＞<br>世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することは世界遺産条約締約国の義務であるため、引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、順応的な保全管理を推進する。<br><br>＜自然再生＞<br>過去に損なわれた自然について自然環境の保全・再生を推進する目標は、今後も取り組む意義があるものであり、引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。<br><br>＜地域支援＞<br>生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで今後の保全活動の推進に繋げるという目標は取り組む意義のあるものであるため、引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、地域の取組をより効果的に支援できるよう、一層の拡充を図る。<br><br>＜国立・国定公園等＞<br>・国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。<br>・引き続き、沖合海底自然環境保全地域について、適切な保護管理を実施するため、継続的にモニタリングを実施し、精度の高い科学的情報の蓄積を図る。</td></tr>
<tr><td>【測定指標】</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td>・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。<br>・国立・国定公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。<br>・世界遺産地域(/候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br>自然再生事業は過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としており、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めている。自然再生事業を推進していくことで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>国立・国定公園においては、自然的社会的状況の変化を踏まえた定期的な公園計画の見直しを行い、それに基づく自然再生、利用調整、外来種対策、鳥獣管理等を実施し、適切な保護管理を図っている。<br>各世界遺産地域においては、管理計画に基づき、地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組んでおり、世界自然遺産の顕著で普遍的な価値（OUV）が保たれている。また、利用者対応のための普及啓発体制や子どもの自然体験活動の推進体制を強化することで、副次的に目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」<br>・環境省報道発表資料「令和5年度生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）の採択結果について」</td></tr>
</table>

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉒　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　５－３　野生生物の保護・管理 | 担当部局名 | 自然環境局<br>野生生物課 | | |
| 施策の概要 | 絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）　生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年３月31日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合 | － | － | 15% | R12年度 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。 | ― |
| | | | | | 10.5% | 11.3% | 11.7% | 11.9% | ― | ― | ― | | |
| 2　絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合） | － | － | 100% | R5年度 | ― | ― | ― | 100% | 100% | 100% | 100% | 新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。 | ○ |
| | | | | | 100% | 100% | 100% | 100% | ― | ― | ― | | |
| 3　ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減（推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する） | 推定の中央値<br>ニホンジカ311万頭<br>イノシシ127万頭<br>※令和5年度に算出 | 平成23年度 | 平成23年度比で半減（ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭） | R10年度 | ― | ― | ― | シカ155万頭、イノシシ60万頭 | ― | ― | ― | ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。（なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。） | × |
| | | | | | ニホンジカ327万頭、イノシシ99万頭 | ニホンジカ325万頭、イノシシ87万頭 | ニホンジカ318万頭、イノシシ78万頭 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 4　奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000罠日当たりの捕獲数） | － | － | 0頭 | R5年度 | ― | ― | ― | 0頭 | 0頭 | 0頭 | 0頭 | 特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。 | ○ |
| | | | | | 0頭 | 0頭 | 0頭 | 0頭 | ― | ― | ― | | |
| 5　ヒアリの定着地点数 | － | － | 0地点 | R5年度 | ― | ― | ― | 0地点 | 0地点 | 0地点 | 0地点 | 特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。 | ○ |
| | | | | | 0地点 | 0地点 | 0地点 | 0地点 | ― | ― | ― | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況 | 野生生物の適切な保護管理 | － | 鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。 | － |
| 7 | 侵略的外来種の状況 | 侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。 | － | 外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。 | － |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 希少種保護対策費（平成4年度） | 1,2 | 152 | (5) 指定管理鳥獣捕獲等事業費（平成26年度） | 3 | 156 | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 国際希少野生動植物種流通管理対策費（昭和61年度） | 6 | 153 | (6) アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費（昭和57年度） | 6 | 157 | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 鳥獣保護管理対策費（昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。） | 3 | 154 | (7) 外来生物対策費（平成16年度） | 4,5 | 158 | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) 鳥獣感染症対策費（平成17年度） | 3 | 155 | (8) 遺伝子組換え生物対策費（平成16年度） | 6 | 159 | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | | （判断根拠） | ＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存＞<br>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和5年度に新たに6種を追加指定した。<br>・レッドリストについては、令和6年以降の第5次レッドリスト公表に向けた作業を進めている。<br>・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和6年２月までに指定された国内希少野生動植物種448種のうち、76種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。<br>・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。<br><br>＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞<br>・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきた結果、イノシシの推定個体数は減少している。ニホンジカの全国的な推定個体数は以前として高い水準となっているが、密度や個体数が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。<br><br>＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞<br>・外来生物法に基づき、特定外来生物である159種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業（交付金）により合計95事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等に貢献した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマングースについては、奄美大島では令和2年度以降、捕獲のない状態が続いており、令和7年度末までの根絶確認に向けてモニタリング等を行っているところである。また、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。<br>・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和5年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港、令和4年10月の福山港及び令和5年11月の博多港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。<br>・令和4年5月に成立した改正外来生物法が令和5年4月に全面施行され、ヒアリなど意図しない導入に関する対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備及び地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等により防除体制が強化された。本改正に基づき令和5年4月にヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定し、令和5年6月１日にアメリカザリガニ及びアカミミガメについて、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で特定外来生物に指定した。<br>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和5年度は19件承認）。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BCH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年2月8日付け）を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した（令和5年度は4件公表）。 |
| | | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存＞<br>・国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて指定効果等も踏まえ、適切に国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期的な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。<br><br>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞<br>・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。<br><br>＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞<br>・遺伝子組換え生物等の使用等については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で、その使用等を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。<br>・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来生物法の改正及び令和4年10月に公布された特定外来生物被害防止基本方針（以下、基本方針）を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br><br>【測定指標】 | 【施策】<br>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存＞<br>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護増殖による種の保存を推進していく。<br><br>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞<br>・イノシシについては個体数が順調に減少しているが、ニホンジカの個体数は依然として高い水準にあることから、令和10年度の半減目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。<br><br>＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞<br>・遺伝子組換え生物等による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっての生物多様性影響の審査 、遺伝子組換え生物等に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。<br>・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。<br>・条件付特定外来生物であるアカミミガメ及びアメリカザリガニについては、終生飼養等の適切な取扱いについての普及啓発を引き続き進めるとともに、特定外来生物防除等対策事業（交付金）により、地方公共団体による防除等の取組を支援していく。<br><br>【測定指標】<br>＜絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合＞<br>・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。<br><br>＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞<br>新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。<br><br>＜奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000罠日当たりの捕獲数）＞<br>・平成8年度以降、2万頭以上を捕獲し、マングースの生息密度の減少・低密度化を実現した。マングースの生息は平成30年4月以降、一切確認されておらず、アマミノクロウサギ等の希少種の回復傾向が見られている。令和7年度末までには、奄美大島におけるマングース根絶を科学的に判断する必要があるため、根絶確率の算出等の手法の検討を令和4年度末までに完了したところである。その「根絶の科学的な判断」に必要であるため、探索犬やわな等により把握される本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。<br><br>＜ヒアリの定着地点数＞<br>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。<br><br>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞<br>・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。<br>・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。<br>・改正種の保存法の施行（平成30年6月1日）を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。<br><br>・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。<br>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物の取扱いについても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。<br><br>・特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・クマ類）の保護管理方針や、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定等に関して科学的な検討を行うため、それぞれの種ごとに保護及び管理に関する検討会を設置し、学識者の知見を活用した。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・絶滅危惧種の把握や国内希少野生動植物種の新規指定・保護増殖により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。<br>・生態系への被害をもたらすニホンジカ等の捕獲を通じた鳥獣の保護・管理により、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。<br>・遺伝子組換え生物対策及び外来種対策の推進により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>・レッドリストの作成や希少種指定をすることで人々が自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつことに貢献し、地域住民や関係者と連携した希少種保全の取組を進めるとともに、気候変動による影響が懸念される国内希少野生動植物種について保護増殖事業を進めた。これらにより、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。<br>・遺伝子組換え生物等の適切な技術開発により、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に貢献できた。<br>・ヒアリを始めとする、健康被害を引き起こす侵略的外来種の対策推進により目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に、防除技術の開発により目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に、防除活動等における、市民を含む多様な主体の参画促進により目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ― | | |

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉓　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　５－４　動物の愛護・管理 | 担当部局名 | 自然環境局<br>総務課動物愛護管理室 | | |
| 施策の概要 | 飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 自治体における犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めること並びに、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（平成30年度比50%減となる2万頭） | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加（増加傾向維持） | 61.80% | H30年度 | 増加傾向維持 | R12年度 | － | － | － | － | － | － | － | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。 | ○ |
| | | | | | 68.5% | 75.8% | 78.0% | ― | ― | ― | ― | | |
| 2　自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（平成30年度比50%減となる2万頭） | 38千頭 | H30年度 | 20千頭 | R12年度 | － | － | － | － | － | － | － | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。 | ○ |
| | | | | | 2．4万頭 | 1．4万頭 | 1．2万頭 | ― | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)　動物の愛護及び管理事業（平成18年度） | 1,2 | 160 | (5)　― | ― | ― | (9)　― | ― | ― | (13)　― | ― | ― | (17)　― | ― | ― |
| (2)　― | ― | ― | (6)　― | ― | ― | (10)　― | ― | ― | (14)　― | ― | ― | (18)　― | ― | ― |
| (3)　― | ― | ― | (7)　― | ― | ― | (11)　― | ― | ― | (15)　― | ― | ― | (19)　― | ― | ― |
| (4)　― | ― | ― | (8)　― | ― | ― | (12)　― | ― | ― | (16)　― | ― | ― | (20)　― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | 令和4年度の自治体における犬及び猫の引取り数は5．3万頭で、平成30年度の9．2万頭より3．9万頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は1．2万頭で、平成30年度の3．8万頭から2．6万頭減少した。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針（以下、「基本指針」という。）」に基づき、令和12年度における殺処分数を2万頭（平成30年度比50%減）とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については令和3年度に達成された。<br>不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、施策は達成すべき目標に寄与しており、引き続き施策を継続することが重要である。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br><br>【測定指標】 | 【施策】<br>返還率の向上や譲渡促進といった殺処分数の減少に寄与する施策を継続することで殺処分数の削減を図る。<br><br>【測定指標】<br>＜自治体における犬及び猫の引取り数の減少＞<br>＜令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭（平成30年度比50%減）に引き下げる。＞<br><br>指標は「基本指針」に沿って設定している。<br>なお、「引取り数の減少」よりも施策効果を著していると考えられることから、令和5年度事前評価より、マイクロチップの装着義務化や譲渡促進事業の効果を図る指標として「返還・譲渡率の増加」を設定した。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設としても活用される自治体の動物収容・譲渡施設の新改築等の事業の支援を通じて犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めることで、人と動物の共生する社会の実現を図り、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>自治体や民間団体と連携して犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めることにより、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 動物愛護管理行政事務提要 | | |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉔　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　５－５　自然とのふれあいの推進 | 担当部局名 | 自然環境局<br>国立公園課<br>国立公園利用推進室<br>自然環境整備課<br>総務課国民公園室<br>野生生物課 | | |
| 施策の概要 | 豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）、生物多様性国家戦略2023-2030、観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2022、新資本主義戦略フォローアップ、観光立国推進計画 | | | | |

| 測定指標 | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 自然公園の年間利用者数の推移（千人）※暦年 | － | － | 前年度実績値比1%増 | － | 902,041 | 559,888 | 547,888 | 689,655 | － | － | － | 自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。 | ― |
| | | | | | | 554,345 | 542,463 | 682,827 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 2 | エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数（括弧内は累計） | － | H20年度 | （47） | R10年度 | － | － | － | 22 | 27 | 32 | 37 | 全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。 | ○ |
| | | | | | | 1（18） | 1（19） | 3（22） | 4（26） | ― | ― | ― | | |
| 3 | 温泉の自噴湧出量（L/分） | 651,265 | S45年度 | 前年度の水準を維持 | － | 667,000 | 680,000 | 671,354 | 672,510 | － | － | － | 温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。 | ○ |
| | | | | | | 680,412 | 671,354 | 672,510 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 4 | 国民公園等年間利用者数（千人） | － | － | 前年度実績値比1%増 | － | 16,697 | 3,936 | 4,883 | 9,520 | － | － | － | 旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。 | ○ |
| | | | | | | 3,897 | 4,834 | 9,426 | 12,601 | ― | ― | ― | | |
| 5 | 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数 | － | － | 12 | R5年度 | － | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。 | ○ |
| | | | | | | 12 | 12 | 12 | 12 | ― | ― | ― | | |
| 6 | 国立公園訪日外国人利用者数 | ― | － | 667万人 | R7年度 | ― | ― | ― | ― | ― | 667万人 | ― | 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。 | ― |
| | | | | | | 93万人 | ― | ― | 585万人 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国立公園等利用等推進事業費 | 1,2,4,5,6 | 161 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 自然公園等事業費等（平成6年度） | 4,5 | 162 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業（平成18年度） | 3 | 163 | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) 国民公園等魅力向上推進事業（令和2年度） | 4 | 164 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）<br>②目標達成 |
| | | （判断根拠）<br>測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値が設定できなかったが、実績値が585万人と順調な回復を見せており、着実に実績が出ている。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和5年度は新たに4件の認定を行い、毎年着実に件数を増やしており、現在も認定に向けて複数案件が調整進展中である。また、訪日外国人国立公園利用者数については、インバウンド再開を受けて、令和4年下半期より調査を再開したところ。<br>測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和5年度は集計中だが、令和4年度は前年度の水準を上回っている。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ＜安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成＞<br>・エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の方向性は妥当であると考えられ、今後更なる取組の推進が必要である。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>＜安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成＞<br>昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、生物多様性の主流化に向け、自然とのふれあいが更に重要になると考えられることから、引き続き目標を推進する。<br><br>【測定指標】<br>＜自然公園の年間利用者数の推移＞<br>自然公園法に基づく自然公園全体で自然ふれあい活動の推進を行っていくために適切な指標であり、次年度も継続して設定する。<br><br>＜エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数＞<br>エコツーリズム推進全体構想について、令和10年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年4～5件認定することを次年度以降の目標とする。<br><br>＜ 国立公園・国民公園年間利用者数の推移＞<br>利用者数の推移を測定し各施策による利用者数の増加を把握するため、国立公園の利用者数は測定指標1に統合し、次年度以降は国民公園等の利用者数のみを測定指標4として設定する。<br><br>＜温泉の自噴湧出量＞<br>温泉の自噴湧出量が前年度水準を維持していることをもって、温泉法の適正な運用により温泉資源が保護されていることを定量的に確認できることから、引き続き温泉の自噴湧出量の維持を目標とする。<br><br>＜ 国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数＞<br>自然とのふれあいの推進を直接的に評価する指標ではなく、当該指標の実績向上に直結する事業が存在しないため、施策目標の測定指標としては不適と判断し削除する。<br><br>＜国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数＞<br>指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境の悪化がみられ、保全事業が必要となった国指定鳥獣保護区数を測定指標として設定しており、保全が必要な鳥獣の生息環境の悪化を把握する指標として、一定の合理性があることから、引き続き測定指標として用いる。一方、事業の採択は実施体制にも左右されることから、より適切に状況を把握できる指標について今後検討したい。<br><br>＜国立公園訪日外国人利用者数＞<br>インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | 国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与するため、自然資源や景観の保全をしつつ、自然公園を自然ふれあいの場所として提供し、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図った。これらは、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、14番「海の豊かさを守ろう」及び15番「陸の豊かさを守ろう」への達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>自然公園では、山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施し、自然環境調査、外来生物駆除など、こどもパークレンジャーとしての仕事体験の機会を提供している。このことは、親も含めた目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 自然公園等利用者数調 | | |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉕　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　5－6　東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興） | 担当部局名 | 自然環境局<br>国立公園課<br>野生生物課 | | |
| 施策の概要 | 地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数（千人） | 458 | H23年度 | 6,994 | R7年度 | ― | 6,994 | 6,994 | 6,994 | 6,994 | 6,994 | － | 三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和7年度目標として、利用者数を震災以前の水準（6,994千人以上）にすることとしている。 | △ |
| | | | | | 2,336 | 2,803 | 3,373 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 2　みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人） | 50 | H30年度 | 50 | R7年度 | ― | － | － | 40 | 45 | 50 | － | 被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」（以下「トレイル」）を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。<br>平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。以降、コロナ禍の状況もあり認定証の年間発行数が減少したため、新たな制度創設及びコロナ禍前である平成30年度の数値を目標値として設定した。 | △ |
| | | | | | 14 | 31 | 30 | 36 | ― | ― | ― | | |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況（目標）<br>施策の進捗状況（実績）<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3　イノシシの出現頻度（RAI）を前年度実績値以下とする。<br>RAI：以下の計算式で定義される相対的密度指標。<br>RAI=イノシシ撮影頭数/カメラ稼働日×100 | ― | ― | イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。 | ― | 32.7 | 27.1 | 14 | 2.2 | 5.5 | － | － | 帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、自動撮影カメラによるイノシシの出現頻度を測定指標とする。 | × |
| | | | | | 27.1 | 14 | 2.2 | 5.5 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国立公園等利用等推進事業費内ロングトレイル体制強化等推進事業 | 1,2 | 244 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 帰還困難区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（平成25年度） | 3 | 131 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | |
|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）<br>④進展が大きくない |
| | | （判断根拠）<br>・目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。<br>・令和5年度のイノシシの出現頻度（RAI）は豚熱の感染が急拡大した令和4年度より増加したが、豚熱発生前の令和3年度以前の水準よりは大幅に低い値となっている。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ・ 当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園（旧陸中海岸国立公園）の主要な利用拠点等の施設を復旧し、公園の利用者数も増大していることから、施策の方向性は妥当と考えているが、コロナ禍の影響により利用者数の停滞や利用ニーズの変化により震災からの復興は道半ばであるため、引き続きの取組が必要である。<br>・特に、身近な自然の価値が再認識され、健康志向が高まる中、二酸化炭素を排出せずに心身の健康にも通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信し、その持続的な活用を推進することにより、国民の心身回復や交流人口の増加を図るうえで、みちのく潮風トレイルの取組を推進する必要がある。<br>・令和5年度のイノシシの出現頻度（RAI）は豚熱が収まりつつあることから令和4年度より増加したが、今後も豚熱からの急激な回復に伴う生息数増加を防ぐために引き続き捕獲体制を維持する必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>・東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興を進める上で、地域に訪れる人を増やすことで、地域経済の活性化につなげることが重要であるから、三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイルの利用増大のための取組の実施が引き続き必要である。<br><br>【測定指標】<br>＜三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数の推移＞<br>・震災からの復興・復旧のため、引き続き三陸復興国立公園の整備等の取組を進めて行くことから、三陸復興国立公園の利用者数を次期目標においても測定指標として設定する。<br><br>＜みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）＞<br>・震災からの復興・復旧のため、引き続きみちのく潮風トレイルの利用促進の取組を進めて行くことから、みちのく潮風トレイルの踏破認定証の発行数を次期目標においても測定指標として設定する。<br><br>＜イノシシの捕獲数＞<br>・これまでの捕獲の効果と豚熱の発生によりイノシシの生息数は減少傾向にあるが、豚熱の発生も収まりつつあることから、復興に向けてイノシシの低密度を維持するため、自動撮影カメラによるイノシシの撮影頻度を前年度以下に維持することを指標とした上で、目標の達成を図っていく。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | － | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>みちのく潮風トレイルにおいて、地域の参画によるサービスの向上と交流人口の拡大、民間事業との連携強化を図るとともに、「ロングトレイルの維持管理・運営システム構築の考え方」を取りまとめた。また、必要な普及啓発方法を検討・実施し、CO2を排出せずに心身の健康増進に通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信した。これらにより、みちのく潮風トレイルや三陸復興国立公園の利用増大が図られるとともに、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。また、東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興のため、トレイル周辺の自然環境モニタリングや、イノシシの捕獲等を実施することにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に寄与できた。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>トレイル利活用の促進による交流人口の増加やインバウンドの取り込みは、地域の振興や雇用回復にも寄与するため、目標8番「働きがいも経済成長も」の達成への貢献ができた。また、トレイルの利活用を通じ、震災の記憶や記録、教訓を伝え引き継ぐことは、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成への貢献もできた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 自然公園等利用者数調 | | |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉖　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　5－7　国際観光資源の整備 | 担当部局名 | 自然環境局<br>総務課<br>国立公園課<br>国立公園利用推進室<br>自然環境整備課 | | |
| 施策の概要 | 美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標や、2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2025年までに訪日外国人利用者数を2019年水準超えにする目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| | 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 国立公園訪日外国人利用者数 | 490万人 | H27年度 | 667万人 | R7年度 | － | － | － | － | － | 667万人 | － | ・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。 | － |
| | | | | | | 93万人 | － | － | 585万人 | － | － | － | | |
| 2 | 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積) | － | － | 35拠点 | R7年度 | 10拠点 | 20拠点 | 25拠点 | 30拠点 | － | 35拠点 | － | ・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。 | △ |
| | | | | | | 15拠点 | 25拠点 | 25拠点 | 29拠点 | － | － | － | | |
| 3 | 利用施設の多言語化 | － | － | 40施設 | R5年度 | 40施設 | 40施設 | 40施設 | 40施設 | － | － | － | ・国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。令和6年度以降の目標値は令和5年度実績を見て検討する。 | ○ |
| | | | | | | 44施設 | 51施設 | 64施設 | 71施設 | － | － | － | | |
| 4 | ビジターセンター等機能強化 | － | － | 60施設 | R5年度 | 60施設 | 60施設 | 60施設 | 60施設 | － | － | － | ・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。<br>・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。令和6年度以降の目標値は令和5年度実績を見て検討する。 | △ |
| | | | | | | 49施設 | 50施設 | 56施設 | 59施設 | － | － | － | | |
| 5 | 国立公園一括情報サイトの訪問回数等（接触媒体者数） | － | － | 117万 | R7年度 | 117万 | 117万 | 117万 | 117万 | 117万 | 117万 | － | ・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグロバールサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築(H31.2)し、当該サイトを通じて情報発信を行うとともに、各種海外メディア等により国立公園の認知向上に寄与する記事配信等を行っており、これらの情報発信に対するユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。 | △ |
| | | | | | | 19万 | 253万 | 72万 | 87万 | － | － | － | | |
| 6 | 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数 | － | － | 600 | R5年度 | － | － | 500 | 600 | － | － | － | 自然体験活動促進計画、インタープリテーション計画等の計画に基づき自然体験コンテンツの整備が進むことにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、国立公園における自然体験コンテンツガイドラインのフェーズ1を満たす自然体験コンテンツ数を目標として定める。 | △ |
| | | | | | | － | － | 588 | 580 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（令和元年度） | 1,2 | 0256 | (5) 京都御苑訪日外国人観光促進事業（令和2年度） | 1 | 0268 | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 国立公園等多言語解説等整備事業（(旧)国立公園多言語解説等整備事業）（平成30年度） | 1,3 | 0297 | (6) 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業（令和3年度） | 1，6 | 0283 | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) 国立公園利用促進事業（令和元年度） | 1,4 | 0259 | (7) 京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業（令和3年度） | 1 | 0282 | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) 国立公園利活用促進円滑化事業（令和元年度） | 1,5 | 0260 | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | |
|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分）：③相当程度進展あり |
| | （判断根拠）：滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等について、令和5年度実績値は、目標値を大きく超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。国立公園訪日外国人利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値が設定できなかったが、実績値が585万人と順調に回復を見せており、着実に実績が出ている。 |
| 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | 多言語化や利用拠点の上質化などは、我が国ならではの特徴を有する国立公園の魅力を体感して質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進めることが必要である。<br>さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br><br>【測定指標】 | 【施策】<br>インバウンドの回復を受けて、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。<br><br>【測定指標】<br>＜国立公園訪日外国人利用者数＞<br>インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。<br><br>＜滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数＞<br>利用拠点の再生・上質化が進むことで魅力が向上し、来訪者の増加、滞在時間の増加が図られるため、引き続き、官民による国立公園利用拠点計画を作成し、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数の増加を図っていく。<br><br>＜利用施設の多言語化＞<br>令和５年度目標に対し、目標値を大きく超えて整備は進んでいるが、外国人観光客が情報収集を行う際のツールとして引き続きの整備が必要なことから、令和５年度までの取組状況を踏まえ、令和6年度以降の整備目標を設定して、取組を進める。<br><br>＜ビジターセンター等機能強化＞<br>国立公園利用の拠点となるビジターセンターの機能強化を図ることで、外国人観光客にわかりやすく国立公園の魅力を伝えることが可能となることから、令和５年度までの取組状況を踏まえ、令和6年度も令和５年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。<br><br>＜国立公園一括情報サイトの訪問回数等＞<br>国立公園一括情報サイトについて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、引き続き訪問回数等の段階的な回復を目標とする。<br><br>＜国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により造成等されたコンテンツ件数＞<br>令和４年３月に「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を作成し、同年後半以降、自然体験コンテンツの内容、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の３つの観点から、一定の基準をクリアしたコンテンツを計測することが可能となったことから、国立公園の目指す上質なツーリズムに貢献する質の高いコンテンツの指標として、「国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数」とする。 | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>国立公園利用者を誘致し、体験の場、コンテンツを整備することで、「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現することを目指しており、国内を代表する貴重な自然環境を有する国立公園の自然環境の保全に資することから、目標14「海の豊かさを守ろう」，15「陸の豊かさを守ろう」に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>国立公園利用者を誘致し、体験の場、コンテンツをを整備するにあたり、地域との連携・協働により実施していること、国立公園の多くが過疎地域を含み、過疎地域における地域活性化に繋がることから、目標11「住み続けられるまちづぐりを」，17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献した。 | |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 国立公園訪日外国人利用者数推計値 | | | |

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉗　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　６－１　環境リスクの評価 | 担当部局名 | 環境保健部<br>化学物質安全課<br>環境リスク評価室 | | |
| 施策の概要 | 化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | ①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。<br>②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。<br>③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。<br>④人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。<br>⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。<br>⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。 | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数 | － | － | 80 | R5年度 | 80 | 80 | 80 | 80 | － | － | － | 化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。 | ○ |
| | | | | | 81 | 72 | 64 | 87 | － | － | － | | |
| 2　環境リスク初期評価実施物質数 | － | － | 14 | R5年度 | 14 | 14 | 14 | 14 | － | － | － | 環境初期リスク評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。 | × |
| | | | | | 15 | 15 | 12 | 13 | － | － | － | | |
| 3　内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数（累積） | 132 | H27年度 | 240 | R5年度 | 200 | 220 | 230 | 240 | 250 | 260 | － | 化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応― EXTEND2016 ―」（EXTEND2016）で想定したレベルを実施することとしていたが、評価を高精度化する必要があるため、選定する物質数は減少させた。 | ○ |
| | | | | | 209 | 219 | 231 | 242 | ― | ― | ― | | |
| 4　化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数 | － | － | 3,000 | R5年度 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | － | － | － | 化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数（基本情報を得たデータ数）を測定指標として設定した。 | ○ |
| | | | | | 4,800 | 6,494 | 4,984 | 5,940 | ― | ― | ― | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況 | ― | － | 全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 | ― | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | ― | ― | ― | 次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにする」ためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。 | ○ |
| | | | | | | 参加者追跡率（95%）事業成果の情報発信及び残留性有機汚染物質等の化学分析の実施 | 参加者追跡率（94%）事業成果の情報発信及びピレスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施 | 参加者追跡率（93%）事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施 | 参加者追跡率（93%）事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施 | ― | ― | ― | | |
| 6 | スギ雄花花芽調査対象都道府県数 | 17 | 令和4年度 | 23 | R15年度 | 17 | 17 | 17 | 18 | － | － | － | 民間気象会社の花粉飛散量予測に資する情報として、スギ雄花の花芽調査を林野庁と当省各17都道府県で計34都道府県で毎年行ってきたが、令和5年5月に花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」において「花芽調査の強化」を挙げられた。高齢化、人材不足など多々ある課題に向き合い、継続的に調査できる体制を整え、対象都道府県数の増加を目指す。 | ○ |
| | | | | | | 17 | 17 | 17 | 18 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 環境リスクの評価事業（昭和49年度） | 1, 2, 3, 4, 6 | 0169 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（平成22年度） | 5 | 0180 | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |
| (3) ― | ― | ― | (7) ― | ― | ― | (11) ― | ― | ― | (15) ― | ― | ― | (19) ― | ― | ― |
| (4) ― | ― | ― | (8) ― | ― | ― | (12) ― | ― | ― | (16) ― | ― | ― | (20) ― | ― | ― |

<table>
<tr><td rowspan="5">評価結果</td><td rowspan="2">目標達成度合いの測定結果</td><td>（各行政機関共通区分）</td><td colspan="3">②目標達成</td></tr>
<tr><td>（判断根拠）</td><td colspan="3">①化学物質環境実態調査の実施について、令和5年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、87の物質・媒体について調査を行い、目標値を達成した。<br>②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、13物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。これはリスク評価の実施にあたっては有害性情報・モニタリングデータ等の基礎情報を収集した上でリスク評価の実施可否を判断することになるが、評価に足る科学的知見が存在しない候補物質が多かったためである。<br>③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和5年度に11物質を選定し、目標を達成した。<br>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和5年度に得られた生体試料（血液・尿）の化学物質分析データ数は5940であり、目標を達成している。<br>⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。<br>⑥スギ雄花花芽調査体制の維持、対象都道府県数の増加双方の目標を達成した。</td></tr>
<tr><td>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>【測定指標】</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td rowspan="2">①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。<br>②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。<br>③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及び関係する下部委員会に関係分野の有識者に参画いただき、その知見を活用している。<br>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。<br>⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。</td><td rowspan="2">SDGs目標との関係</td><td colspan="2">【主な目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">①化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質の調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めることで、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献できた。<br>②化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止することを目的に、環境リスク初期評価を実施している。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、目標14「海の豊かさを」の達成に貢献した。<br>③化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価し、リスクが懸念される物質を同定していくことは、目標14「海の豊かさを守ろう」及び15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。<br>④化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることを目標として、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を着実に実施することで、目標3番「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献した。<br>⑤環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的に、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を着実に推進している。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>②環境リスク初期評価より得られた情報を踏まえ規制担当部局と連携を図ることで化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。<br>③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討の成果はインターネット上で公開しており、事業者による安全な製品の製造や、市民による安全な商品の選択の際に活用できるので、目標12「つくる責任つかう責任」に貢献した。<br>④本業務では、化学物質の日本人へのばく露状況を継続的に把握し、適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。<br>⑤本調査は、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">①「化学物質環境実態調査のあり方について」（令和2年度版）<br>①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況（中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（第29回）資料2-3）<br>②化学物質の環境リスク評価（第22巻）<br>③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」への報告資料<br>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について<br>⑤参加者ステータス集計表（コアセンター作成）、研究の進捗について（令和5年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-2）</td></tr>
</table>

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉘　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　６－２　環境リスクの管理 | 担当部局名 | 環境保健部<br>化学物質安全課<br>化学物質審査室 | | |
| 施策の概要 | 化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | ①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。<br>②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。<br>③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。<br>④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。なお。製造・輸入者からの届出に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。. | － |
| | | | | | 176 | 199 | 213 | 193 | － | － | － | | |
| 2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供 | 試験法の調査・検討 | H25年度 | OECD会合においてTG案の提出、採択 | － | 標準化のためのデータ提供 | SPSF案の提出 | 各国意見を踏まえた試験法の見直し | ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成 | － | － | － | 化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質（難水溶性等）について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化（OECD TG化）のためのデータ提供を指標に設定した。<br>これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法を開発しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に見直しを行ったTG案について検証試験を実施するとともに、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。<br>卵内投与試験法については、R4年度にSPSF案を提出したことを踏まえ、R5年度はSOP案を作成することを目標として設定した。 | ○ |
| | | | | | 標準化のためのデータ提供・SPSF案の作成 | SPSF案の提出 | 各国意見を踏まえたヨコエビ試験法の見直し、卵内投与試験法のSPSF案の提出 | ヨコエビ試験法の検証試験を実施、卵内投与試験法のSOP案を作成 | － | － | － | | |
| 3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量(ﾄﾝ)の把握 | － | － | 110,000 | R12年度 | － | － | － | － | － | － | － | 化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質（第一種指定化学物質）の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間（平成29～令和3排出年度）の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。(R6.5月現在の最新データはR4排出年度のもの。) | － |
| | | | | | 125,139 | 125,452 | 122,313 | － | － | － | － | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 化学物質アドバイザーの派遣数 | 過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする | － | 過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする（10 以上） | － | 20以上 | 20以上 | 16以上 | 10以上 | － | － | － | PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。 | ○ |
| | | | | | | 10 | 10 | 9 | 11 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費（平成16年度） | 1, 2 | 0170 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) PRTR制度運用・データ活用事業（平成11年度） | 3, 4 | 0167 | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |
| (3) ― | ― | ― | (7) ― | ― | ― | (11) ― | ― | ― | (15) ― | ― | ― | (19) ― | ― | ― |
| (4) ― | ― | ― | (8) ― | ― | ― | (12) ― | ― | ― | (16) ― | ― | ― | (20) ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和5年度に有害性クラス付与等を行った物質数は193物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。<br>②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT（テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会）及びVMG-eco（生態毒性試験妥当性管理グループ）に参加して各国と意見交換を行いながら、国内外の試験機関と協力して検証試験（バリデーション＝リングテスト）を実施し、テストガイドライン（TG）案のブラッシュアップを行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、R5年4月のWNTでSPSFが採択されたのを踏まえSOP案を作成した。<br>③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。<br>④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範疇外も増えてきていること等により、アドバイザーの派遣数が減少傾向にあるが、アドバイザー教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等を行ってきたことで令和5年度については目標値を達成した。今後はこのような取組を推進し、継続した目標達成を目指す。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ― | |

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td></td><td>次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】<br><br>【測定指標】</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会（食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委委員会）において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。<br>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。<br>③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」（答申）に基づき、政令改正した（令和3年10月公布）。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br>化審法に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護並びに動植物の生息及び生育への支障の未然防止に繋がるため、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。<br>また、化学物質アドバイザーを活用したリスクコミュニケーションの推進により、目標4「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>化審法に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護並びに動植物の生息及び生育への支障の未然防止に繋がるため、目標3「すべての人に健康と福祉を」、及び目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">①生態影響に関する優先度判定（第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料２－１－４）、<br>優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果（第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料２－３）、<br>生態影響に関する優先度判定（人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質）（第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料２－４－４）、<br>スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について（第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料２－１）<br>②令和4年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討及びGLP監視当局活動への支援業務報告書<br>③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（令和2年8月、中央環境審議会答申）、令和４年度PRTRデータの概要―化学物質の排出量・移動量の集計結果―（令和6年2月27日環境省・経済産業省報道発表資料）</td></tr>
</table>

# 令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉙　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　６－３　国際協調による取組 | 担当部局名 | 環境保健部<br>化学物質安全課<br>水銀・化学物質国際室 | | |
| 施策の概要 | 化学物質関係の各条約（POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）、水銀に関する水俣条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度（一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数） | ― | ― | 11物質 | R5年度 | 13 | 11 | 11 | 11 | － | － | － | ・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月）の調査対象物質選定要件に基づき設定した。 | ○ |
| | | | | | | 11 | 11 | 11 | 11 | ― | ― | ― | | |
| 2 | 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成･支援した数（累積） | 0 | H27年度 | － | － | － | － | － | － | 16 | － | 16 | ・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。<br>・各年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、令和2年度から当面の間目標値を設定しないこととしていたが、令和5年5月以降から「5類感染症」に移行したことから、令和6年度から目標値を設定することにする。<br>・令和8年度の目標値は、現在取り組んでいる活動のうち、今後のプロジェクト形成が期待されるものを令和4年度実績値に上乗せして設定した。 | ― |
| | | | | | | 8 | 9 | 11 | 15 | ― | ― | ― | | |
| 3 | GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数（再分類を含む） | 177物質 | H28年度 | 160物質 | － | ― | 170 | 160 | 160 | － | － | － | ・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数を測定指標として設定した。<br>・R4年度からは民間情報受付の試行を開始したため、情報の精査が必要と考えられることから、目標は抑制的に設定した。 | ○ |
| | | | | | | 180 | 170 | 161 | 160 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国際協調による化学物質対策事業（仮称）（平成10年度） | 1, 2, 3 | 0171 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) － | － | － | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ②目標達成 |
| | | （判断根拠） | ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和5年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質（群）を選定調査を行い、目標値を達成した。<br>②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和4年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、案件形成の見通しを立てにくい状態であるため、令和2年度から目標値を空欄とし、令和8年度の目標値として「16件」としていた。しかし、令和5年度までの時点で「15件」が達成されたので、過去の件数の増加率を踏まえて、おおむね目標値を達成していると考える。<br>③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | － |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】<br>【測定指標】 | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。<br>②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。<br>③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>ライフサイクル全体を通じて地球規模で水銀を規制する「水銀に関する水俣条約」を適切に履行するため、国内外において活動を行い、環境や人体への水銀によるリスク低減を図った。また、条約有効性評価や水銀の放出など、国際的な議論が続いている分野においては、日本からも積極的に貢献をした。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標12番「つくる責任、つかう責任」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」への達成に貢献できた。<br>また、POPs規制対象物質において、モニタリング調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めるなど、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>日本の優れた水銀対策技術の途上国への展開を目標の一つとし、過年度に引き続き5か国程度を対象とした各種調査(対面形式含む)や水銀対策技術に関するオンラインワークショップの開催を行った。また、水俣条約締結時の経験を活かし、条約をまだ締結していない国に対して水俣条約締結に向けた研修を行った。当該取組によって、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ①「化学物質環境実態調査のあり方について」（令和2年度版）<br>①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況（中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（第29回）資料2-3） | | |

令和　5　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R5　－　㉚　）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　６－４　国内における毒ガス弾等対策 | 担当部局名 | 環境保健部<br>化学物質安全課<br>環境リスク評価室 |
| 施策の概要 | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 | 政策評価実施予定時期 | 政策評価実施時期　令和　6年　8月 |
| 達成すべき目標 | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について（平成15年12月16日閣議決定）<br>第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　A事案区域等における環境調査等件数 | － | － | － | － | 要望に基づき適切に実施 | 要望に基づき適切に実施 | 要望に基づき適切に実施 | 要望に基づき適切に実施 | － | － | － | 旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。<br>地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 | ○ |
| | | | | | 7 | 9 | 3 | 4 | － | － | － | | |
| 2　医療手帳交付件数（茨城県神栖市における緊急措置事業） | － | － | － | － | 事業対象者に適切に交付 | 事業対象者に適切に交付 | 事業対象者に適切に交付 | 事業対象者に適切に交付 | － | － | － | 健康被害に係る対策の実施状況を示す指標として設定。<br>ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 | ○ |
| | | | | | 144 | 144 | 142 | 141 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)　毒ガス弾等への対応に必要な経費（平成15年度） | 1、2 | 168 | (5)　－ | － | － | (9)　－ | － | － | (13)　－ | － | － | (17)　－ | － | － |
| (2)　－ | － | － | (6)　－ | － | － | (10)　－ | － | － | (14)　－ | － | － | (18)　－ | － | － |
| (3)　－ | － | － | (7)　－ | － | － | (11)　－ | － | － | (15)　－ | － | － | (19)　－ | － | － |
| (4)　－ | － | － | (8)　－ | － | － | (12)　－ | － | － | (16)　－ | － | － | (20)　－ | － | － |

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">評価結果</td><td>目標達成度合いの測定結果</td><td>（各行政機関共通区分）</td><td colspan="3">②目標達成</td></tr>
<tr><td>（判断根拠）</td><td colspan="3">①地権者からの要望に基づき、環境調査等を4件を実施した。<br>②茨城県神栖市における緊急措置事業については、141名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td>次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】<br><br>【測定指標】</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td colspan="2">・有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会（令和6年3月）」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会（令和5年6月、令和6年3月）」において、今後の方向性等について検討いただいている。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br>旧軍毒ガス弾等対策を推進すること、及び、ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して継続的に支援を実施することにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>環境調査結果を自治体及び地権者等に連絡するとともに、緊急措置事業の成果を環境省HP上に公表している。これにより、目標11番「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第6次報告書（作成者：ジフェニルアルシン酸等のリスク評価に係るワーキンググループ、作成時期：令和 5 年 6 月 ）」（茨城県緊急措置事業）</td></tr>
</table>